

平成27年度キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は中小企業以外の額
① ものづくり人材育成訓練【拡充】	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練）
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は中小企業以外の額
② 政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	中小企業以外 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む) 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
②グローバル人材育成コース		
③中長期的キャリア形成コース		
④熟練技能育成・承継コース	中小企業以外 【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑤若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑥育休中・復職後等能力アップコース	中小企業以外 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練（①のアを除く）
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
		経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
		経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
		経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成（⑦）：1h当たり600円
		賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】
		経費助成：1/2（育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3）

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主に対する特例措置について、平成28年3月31日まで延長

経費助成：1/2(中小企業以外1/3)、賃金助成：1h当たり800円(中小企業以外400円)、OJT実施助成：1h当たり600円(中小企業以外600円)